

## おだわら市民交流センター条例等の一部改正に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	おだわら市民交流センター条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	令和3年6月15日（火）
意見提出期間	令和3年6月15日（火）から 令和3年7月14日（水）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布 （市内公共施設、ホームページ、地域政策課窓口）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	6件（3人）
インターネット	3人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	2
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	4

〈具体的な内容〉

(1)会議室の増設に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	概ね賛成だが、特によく使う団体の声を聞いてほしい。	B	UMECO登録団体及び会議室利用者への意見調査の結果や、活動エリアの利用頻度が高い団体へのヒアリングの結果を踏まえた上で、活動エリアの一部を会議室に変更したい考えです。
2	分析したうえで、会議室の需要が高いので、それに合わせるといふ臨機応変さは大変良いですが、一部とは言え、汎用性の高いオープンスペースを恒常的に会議室にすることは反対。もしやるなら、移動可能な間仕切りなどでの対応に留めるべき。一過性の理由・現象であった場合にやり直しが効かないのでは。	B	オープンスペースには汎用性がありますが、実際に会議室の需要が高いことから、施設利用者の意見を踏まえた上で、活動エリアの一部を会議室に変更したい考えです。 また、活動エリアに既に備えられている移動壁（天井のレールにより移動できる壁）を用いて、会議室を設けたい考えです。
3	新しい会議室の利用料はいくらですか。	D	会議室 10 については1時間 300 円、会議室 11 については午前9時から午後5時までの間は1時間 500 円、午後5時から午後9時までの間は1時間 610 円としたい考えです。
4	利用料収入の増に伴い、指定管理料はどの程度減額されますか。	D	利用料収入の増に対応して指定管理料の減額が想定されますが、現時点でその額を算定していません。

(2)会議室及び活動エリアの利用状況に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	会議室の需要が高いのは、単にお金を払えば誰でも使える容易さが主因では？ 無料であっても団体登録自体が非常に煩わしく、これがオープンスペースの利用を阻害しているとは考えられないでしょうか？	D	会議室の需要が高い理由の一つは、誰でも、様々な活動のために利用できる点にあると考えます。 また、UMECO登録団体の数は令和3年3月31日現在で394団体であり、多くの団体が登録手続きを行っていることから、活動エリアの利用が少ない理由は、登録手続きに関するものではないと考えます。

(3)活動エリアの年度別稼働率に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	参考の活動エリアの年度別稼働率は予約が無い際に当日使用している者を含んだ値ですか？ 含んでいる場合は含んでいない年度別稼働率を、含んでいない場合は含んだ年度別稼働率を教えてください。	D	素案に参考として記載した活動エリアの年度別稼働率は、ブロック及び時間ごとの利用実績をもとに算出したもので、予約がない利用の実績を含んだ数値ではありません。 また、予約がない利用については、空席がある場合の随時の利用であり、ブロック及び時間ごとの利用実績を把握していませんので、予約がない利用の実績を含んだ稼働率を算出することができません。

(4)その他

政策案に関連しない事項として、駐車場の利用、周辺道路、駅前広場に関する意見がありました。